

米子市「週休2日モデル工事」試行実施要領（土木工事）

1 趣旨

建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場の就労環境の改善が求められている。

本要領は、地域建設業における週休2日の確保に向けた課題を把握するとともに、就労環境の改善に向けた意識の向上を図るために米子市（以下「発注者」という。）が試行する土木工事における「週休2日モデル工事」（以下「モデル工事」という。）の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

- （1）モデル工事の対象は発注者が指定する工事とする。
- （2）発注者は、モデル工事の実施に当たって、「週休2日モデル選択可能工事」である旨を現場説明書に明示し、受注者の希望（受注者希望型）によりモデル工事の対象とする。
- （3）発注者は、土曜日及び日曜日、国民の祝日並びに年末年始及び夏季休暇を現場閉所（以下「休工日」という。）とすることを前提とした標準工期算定式（別紙1）を確保した工期設定とすること。
- （4）モデル工事の対象期間は、工事着手日から現場完了日（工事施工範囲内のすべての作業が完了（後片付け期間含む）した日）までとし、余裕期間、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者~~が~~あらかじめ対象外としている期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象外とする。
- （5）受注者はモデル工事を選択する場合、工事着手日（工事看板の設置、現場事務所の設置等現場作業を開始する日）までに発注者に協議すること。
- （6）受注者はモデル工事の対象期間において、「週休2日相当の休工日」（4週8休以上）を確保すること。なお、天候等により休工し、作業日を振り替えた場合は休工日として認めるものとする。（1ヶ月単位でなくても、対象期間で週休2日相当の休工日を確保すればよい。）
- （7）受注者は、工事に着手するまでに、上記の条件を満たす工事工程表（対象期間において4週8休以上とした工程計画）を作成し、施工計画書において発注者に提出し、発注者と共有すること。
- （8）受注者は、下請企業を含む現場の労働者等に対して、休工日においては休日又は休暇（以下「休日等」という。）を取得し、事務作業や他現場での作業を行わないよう指

導するものとする。

- (9) 受注者は、工事現場にモデル工事であることを記載したPR看板を設置するものとする。
- (10) 受注者は、工事途中にモデル工事を実施することが困難となった場合は速やかに発注者に協議すること。
- (11) 受発注者双方は、工事途中に条件変更等に伴う工期延伸を要する場合は速やかに工期延伸の協議を行い、受注者は見直し工事工程表を作成し発注者と共有すること。

3 実施確認

- (1) 受注者は、2の(7)の工事工程表に基づき、別紙2を参考とし、対象期間と休工日の取得計画が確認できる休日等取得計画書（以下「計画書」という。）を作成し、発注者に提出するものとする。
- (2) 計画書の初回の提出は、工事に着手するまでとし、それ以降の提出は、対象期間に変更が生じた場合とする。
- (3) 受注者は、別紙3を参考とし、発注者に提出した計画書に基づく休工日の実績と対象期間が確認できる休日等取得実績書（以下「実績書」という。）を作成し、工期末の14日前までに提出すること。なお、発注者から実績書の提出を求められた場合は、その都度提出するものとする。

4 積算方法等

実績書により対象期間において4週6休（累計休工日率21.4%）以上の現場閉所が確認出来た場合、発注者は精算時に別紙4に基づき、現場の閉所状況（累計休工日率）に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。（別紙4「週休2日モデル工事の経費の補正について」参照。）

5 アンケート調査等の実施

- (1) 受注者は、モデル工事の実施の有無にかかわらず、工事が完成した日から10日以内（休工日を除く。）に別に定めるアンケート調査（受注者用）に回答し、監督員に提出するものとする。
- (2) 受注者は、工事期間中に発注者が実施する聞き取り調査に協力すること。なお、聞き取り調査は、下請業者も対象とする。

6 その他

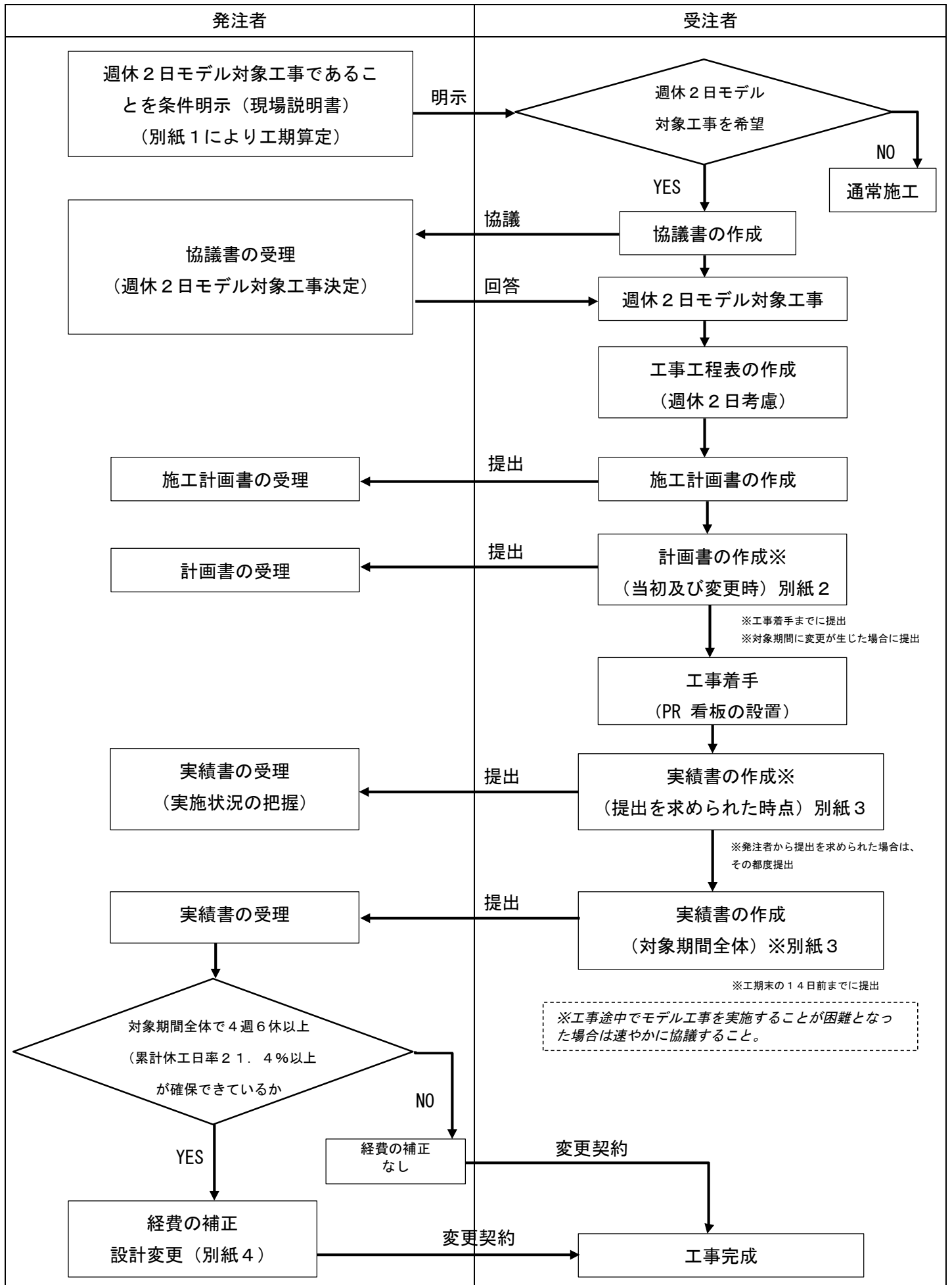
モデル工事において計画書どおりに休日等の確保が出来なかった場合も、工事成績の減点等（ペナルティ）は行わない。

附 則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

この要領は、令和５年２月１日から施行する。

週休2日モデル対象工事 事務手続きフロー



標準工期算定式

$$T = A \times P^b$$

T : 工期
 P : 直接工事費
 A, b : 係数（下表による）

工種	A	b
河川工事	7.1	0.1952
河川・道路構造物工事	2.8	0.2546
海岸工事	4.0	0.2272
港湾・漁港工事	4.0	0.2272
道路改良工事	2.9	0.2503
鋼橋架設工事	5.4	0.2281
P C 橋工事	4.9	0.2282
舗装工事	9.9	0.1753
砂防・地すべり等工事	4.6	0.2263
道路維持工事	19.9	0.1422
河川維持工事	20.1	0.1436
下水道 1 工事	0.2	0.4044
下水道 2 工事	1.5	0.2817
下水道 3 工事	1.5	0.2934

（注意）

1. 上記、標準工期算定式によりがたい場合は、必要工期を積み上げ て算定すること。
積上工期には、準備、後片付け期間、不稼働日等加算 すること。
2. 「橋梁保全工事」は、「河川・道路構造物工事」の算定式を準用すること。

週休2日モデル工事 休日等取得計画書

工事名	
受注者名	

工期※1	始期日		
	終期日		
工事着手日		対象期間	日間
現場完了日			
夏季 休暇	全体期間	～	(日間)
	対象外の期間※2	～	(日間)
年末年始 休暇	全体期間	～	(日間)
	対象外の期間※2	～	(日間)
工場製作のみの実施期間		～	(日間)
工事全体の一時中止期間※3		～	(日間)
その他の対象外期間※4		～	(日間)

※1余裕期間設定工事は実工期を記入
※2「対象外の期間」とは、試行実施要領2実施方法(4)による、週休2日モデル工事の対象外の期間
※3一時中止の期間が複数期間となる場合は、適宜、行を追加して記入
※4その他の対象外期間は、発注者が対象外としている期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間を記載

累計休工日率について

○ 累計休工日率28.5%(8/28日)以上 ⇒ 4週8休以上

○ 累計休工日率25%(7/28日)以上28.5%未満 ⇒ 4週7休以上4週8休未満

○ 累計休工日率21.4%(6/28日)以上25%未満 ⇒ 4週6休以上4週7休未満

	月別 工事日数	対象期間の日数							計	対象期間 内の計画 休工日数	休工 日率	対象期間内の休工予定日※予定日に「○」を記入、対象外の期間の日は「×」を記入																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		対象外の日数										1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日	13 日	14 日	15 日	16 日	17 日	18 日	19 日	20 日	21 日	22 日	23 日	24 日	25 日	26 日	27 日	28 日	29 日	30 日	31 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		夏季 休暇	年末年始 休暇	工場製作 期間	一時中止 期間	その他期 間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
〇〇年4月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

※行数等は工事毎の工期にあわせて修正すること

週休2日モデル工事 休日等取得実績書

工事名	
受注者名	

工期※1		始期日		
		終期日		
工事着手日			対象 期間	日間
現場完了日				
夏季 休暇	全体期間	～		(日間)
	対象外の期間※2	～		(日間)
年末年始 休暇	全体期間	～		(日間)
	対象外の期間※2	～		(日間)
工場製作のみの実施期間		～		(日間)
工事全体の一時中止期間※3		～		(日間)
その他の対象外期間※4		～		(日間)

※1余裕期間設定工事は実工期を記入

※2「対象外の期間」とは、試行実施要領2実施方法(4)による、週休2日モデル工事の対象外の期間

※3 一時中止の期間が複数期間となる場合は、適宜、行を追加して記入

※4その他の対象外期間は、発注者が対象外としている期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間を記載

累計休工日率について

○ 累計休工日率28.5%(8/28日)以上 ⇒ 4週8休以上

○ 累計休工日率25%(7/28日)以上28.5%未滿 ⇒ 4週7休以上4週8休未滿

○ 累計休工日率21.4%(6/28日)以上25%未滿 ⇒ 4週6休以上4週7休未滿

	月別 工事日数	対象期間の日数							計	対象期間 内の実績 休工日数	休工 日率	対象期間内の休工日※休工実績は「●」を記入、対象外の期間の日は「×」を記入																														
		対象外の日数										1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日	13 日	14 日	15 日	16 日	17 日	18 日	19 日	20 日	21 日	22 日	23 日	24 日	25 日	26 日	27 日	28 日	29 日	30 日	31 日
		夏季 休暇	年末年始 休暇	工場製作 期間	一時中止 期間	その他期 間																																				
〇〇年4月																																										/
5月																																										/
6月																																										/
7月																																										/
8月																																										/
9月																																										/
10月																																										/
11月																																										/
12月																																										/
〇〇年1月																																										/
2月																																										/
3月																																										/
累計											%	実績:																														

※行数等は工事毎の工期にあわせて修正すること

週休2日モデル工事の経費の補正について

1. 経費の補正方法

週休2日モデル工事において、対象期間中の現場閉所状況（累計休工日率）に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。なお、労務費及び機械経費（賃料）について、労務費分及び機械経費分（賃料）が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

【4週8休以上（累計休工日率28.5%（8/28日）以上）】

- ・労務費 1.05
- ・機械経費（賃料） 1.04
- ・共通仮設費率 1.04
- ・現場管理費率 1.06

【4週7休以上4週8休未満（累計休工日率25.0%（7/28日）以上28.5%未満）】

- ・労務費 1.03
- ・機械経費（賃料） 1.03
- ・共通仮設費率 1.03
- ・現場管理費率 1.04

【4週6休以上4週7休未満（累計休工日率21.4%（6/28日）以上25.0%未満）】

- ・労務費 1.01
- ・機械経費（賃料） 1.01
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

2. 週休2日の休工日の考え方

・週休2日の休工日は対象期間における累計休工日率で判断するものとし、累計休工日率が28.5%以上の場合は、週休2日の休工を実施したものとする。

・累計休工日率は「対象期間内の実績休工日の累計日数」／「対象期間の日数」とする。

・休工日は現場の閉所とし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所を閉所するものとする。

・天候等による予定外の現場閉所日についても、休工日日数に含めるものとする。

3. 対象期間の考え方

対象期間は、工事着手日から現場完了日（工事施工範囲内のすべての作業が完了（後片付けを含む）した日）までとし、余裕期間、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象外とする。

【事例】 工期が始期 9 / 1 ~ 終期 2 / 28 の工事の場合

